

令和7年分の申告書作成時の注意事項

令和7年分の扶養控除等(異動)申告書を作成するにあたっての注意事項です

あなたについての記入欄

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 給与の支払者の名(氏名) (フリガナ) ヤマト タロウ あなたの生年月日 49年11月14日

あなたの氏名 [A] 大和 太郎 配偶者の氏名 大和 大吉

あなたの個人番号 1 2 3 3 3 4 4 5 5 6 6 あなたの住所(郵便番号 000-0000) 東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号 配偶者の有無 有・無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号	生年月日	所得の見積額	非居住者である親族に生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)	① 大和 花子	1 1 1 1 2 2 2 2 3 3 3 3 4 4 4 4	52・2・3	200,000円	[B]		
主たる給付から控除を受ける	④ 大和 大吉			300,000円	[C]	同上	
	大和 カズコ			0円	[C]	同上	
	大和 和子			0円	[C]	012 Happy st. , USA	
	大和 エイタ			0円	[C]	東京都千代田区〇〇一丁目3番△マンション802号	
障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	⑦ 大和 栄太		15・9・4	0円			障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2. 記載についてのご注意」の9をお読みください) 異動月日及び事由
	大和 子		20・4・10	0円			障害者又は勤労学生の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2. 記載についてのご注意」の9をお読みください) 異動月日及び事由
他の所得者が控除を受ける扶養親族等							

障害者について該当欄に✓を付し、扶養親族は人数も記入してください

あなたが⑧⑨⑩に該当する場合はここに✓を付してください

障害者について、氏名・障害の状況、交付を受けている手帳の種類、交付年月日、障害の程度を、ここに記入してください

あなたが勤労学生の場合は、学校名、入学年月日と、令和7年中の所得の種類とその見積額を記入します
専修学校等や職業訓練法人の場合、証明書の提出も必要です

この申告書は、あなたと生計を一にする配偶者等について扶養控除、障害者控除などの控除を受け、そのうち1か所以上を提出することになります。この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出することがあります。この申告書の記載に当たっては、裏面の「1. 申告についてのご注意」等をよくお読みください。

所得の見積額と給与・年金収入金額の目安

所得金額	収入の目安
48万円	収入が給与所得のみの場合、年収が103万円 収入が公的年金等のみの場合、65歳未満は108万円 65歳以上は158万円
75万円	収入が給与所得のみの場合、年収が130万円
95万円	収入が給与所得のみの場合、年収が150万円 収入が公的年金等のみの場合、65歳未満は1,633,334円 65歳以上は205万円
500万円	収入が給与所得のみの場合、年収が6,777,778円
900万円	収入が給与所得のみの場合、年収が1,095万円 所得金額調整控除を受ける場合は年収が1,110万円

次の場合は、この申告書とともに以下の書類を提出してください

[A]に個人番号を記入した場合
番号の確認が行える書類の写し

[B]に○を付した場合
親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

[C]の項目に✓を付した場合
親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
「留学」に✓した場合は留学ビザ等書類の提出も必要です

上記[B]及び[C]の親族以外に、
障害者に該当し、海外に住んでいる
②又は③の親族がいる場合

親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)

①の配偶者についての記入欄

④の扶養親族についての記入欄
扶養控除を受けるための記入欄です

あなたと、
②の配偶者、
③の扶養親族についての記入欄
障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除を受けるための記入欄です

住民税の計算上
必要な記入欄

以下、「所得」とは合計所得金額(給与所得や事業所得など、各種所得の合計額)をいいます。赤字で記載した金額の目安は、右表をご参照ください。

- ①【源泉控除対象配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者※1で、令和7年の所得の見積額が95万円以下の人、かつ、あなたの令和7年の所得の見積額が900万円以下
- ②【同一生計配偶者】 あなたと生計を一にする配偶者※1で、令和7年の所得の見積額が48万円以下の人
- ③【扶養親族】 あなたと生計を一にする親族(配偶者以外)※1で、令和7年の所得の見積額が48万円以下の人 ※1 青色事業専従者として給与を受ける人や白色事業専従者は含まれません
- ④【控除対象扶養親族】 ③の扶養親族のうち、16歳以上(平成22年1月1日以前生まれ)の方 但し、海外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族については、一定の要件を満たす場合に限られます
- ⑤【老人扶養親族】 ④の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人(昭和31年1月1日以前生まれ)
- ⑥【特定扶養親族】 ④の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人(平成15年1月2日から平成19年1月1日までの生まれ)
- ⑦【障害者(特別障害者)】 あなた、②の同一生計配偶者、③の扶養親族のうち、一定の障害に該当する方
- ⑧【ひとり親】 あなたが戸籍上も事実上も独身(又は配偶者が生死不明)で、生計を一にする子※2があり、令和7年の所得の見積が500万円以下の場合
- ⑨【寡婦】 あなたが夫と離婚※3や死別(又は夫が生死不明)した後再婚していない女性で、⑧のひとり親に該当せず、令和7年の所得の見積が500万円以下の場合 ※3 離婚の場合は、③の扶養親族がいる場合に限られます
- ⑩【勤労学生】 あなたが一定の学校等の生徒・訓練生等で、令和7年の所得の見積が75万円以下、かつ、給与所得等(勤労によって得た所得)以外の所得が10万円以下の場合

※2 他の方の②又は③に該当せず、令和7年の総所得金額等(合計所得金額に繰越控除を適用した金額)が48万円以下の子に限られます

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) ヤマト タロウ	あなたの生年月日	明・大 49年11月14日	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合には、○印を付けてください。)	
税務署長	あなたの氏名	大和 太郎	扶養主の氏名	大和 大吉		
市区町村長	あなたの個人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6	あなたの住所又は居所	(郵便番号 000-0000) 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号		配偶者の有無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ)氏名	個人番号		老人扶養親族(昭和11以後生)特定扶養親族(平15.12生~平19.11生)	令和7年中の所得の見積額	非居住者である親族生計を一にする事実(該当する場合は○印を付けてください。)	住所又は居所	異動月日及び事由(令和7年中に異動があった場合に記載してください。以下同じです。)
		あなたとの続柄	生年月日					
A 源泉控除対象配偶者(注1)	ヤマト ハナコ 大和 花子	1 1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4	明・大 52・2・3		200,000 円		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平22.1以後生)	1 ヤマト ダイキチ 大和 大吉	0 0 1 1 1 2 2 3 3 4 4 5	明・大 24・12・5	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	300,000 円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	同上	
	2 ヤマト カズコ 大和 和子	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0	明・大 26・5・28	<input checked="" type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他	0 円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	同上	
	3 ヤマト エイタ 大和 栄太	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	明・大 15・9・4	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 特定扶養親族	0 円	<input checked="" type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	012 Happy st., USA	
	4 ヤマト ハル 大和 春	9 9 8 8 7 7 6 6 5 5 4 4	明・大 20・4・10	<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族	0 円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号	
C 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生	<input checked="" type="checkbox"/> 障害者 区分 該当者 本人 同一生計配偶者(注2) 扶養親族 一般の障害者 () 人 特別障害者 () 人 同居特別障害者 () 人			<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 勤労学生	障害者又は勤労学生の内容(この欄に記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の9をお読みください。)	大和和子 身体障害者3級 身体障害者手帳 令和元年12月10日交付	異動月日及び事由	

この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するもので、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。
この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
お読みください。この申告書の記載に当たっては、裏面の「1 申告についてのご注意」等を記載のしかたはこちら



D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者 氏名 あなたとの続柄 住所又は居所		異動月日及び事由

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族(平22.1.2以後生)	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和7年中の所得の見積額(※)	異動月日及び事由	
	1 ヤマト ナツ 大和 夏	0 0 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5	子	明・大 23・7・8	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号		0 円		
退職手当等を有する配偶者・扶養親族	(フリガナ)氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族(該当する場合は○印を付けてください。)	令和7年中の所得の見積額(※)	配偶者区分	異動月日及び事由
						<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学生 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払	円	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特別	<input type="checkbox"/> 寡婦 <input type="checkbox"/> ひとり親

令和6年の年末調整における注意事項

令和6年分の基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・年末調整に係る定額減税のための申告書・所得金額調整控除申告書を記入にあたっての注意事項です

基礎控除申告書

基礎控除を受けるため、あなたの収入等について記入する欄です

令和6年の所得の見積額が2,500万円以下の方は、記入して提出してください

配偶者(特別)控除や所得金額調整控除を受けない場合でも、提出が必要です

所得金額調整控除申告書

イ、ロの両方に当てはまる場合に記入してください

イ 令和6年の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超

ロ あなたが扶養親族等が特別障害者、又は、扶養親族が23歳未満(平成14年1月2日以後の生まれ)

[A] 「給与所得」欄に記載する金額

令和6年中に受け取った給料や賞与等の合計額(パート・アルバイト収入を含む)を、「収入金額」欄に記載します。この金額から、給与所得控除額を引いた金額が「所得金額」で、下表で求めます。なお、所得金額調整控除を適用する場合は、適用後の所得金額を記入してください。^{※4}

給与所得の「収入金額」 [a]	給与所得の「所得金額」
1円～	0円
551,000円～	[a] - 550,000円
1,619,000円～	1,069,000円
1,620,000円～	1,070,000円
1,622,000円～	1,072,000円
1,624,000円～	1,074,000円
1,628,000円～	[b] × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～	[b] × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～	[b] × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～	[a] × 90% - 1,100,000円
8,500,000円～	[a] - 1,950,000円

[a] ÷ 4 = [b] (千円未満切捨) →

^{※4} 所得金額調整控除の額は、次の算式で計算します(①と②の両方がある場合はそれらの合計額)
 ① (給与の「収入金額」(上限1,000万円) - 850万円) × 10%
 ② 給与所得控除後の給与等の金額(上限10万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円) - 10万円

あなたについての記入欄

配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書

(a) 配偶者(特別)控除を受ける場合や、
 (b) 配偶者の定額減税を計算に含める場合に、
 配偶者^{※1}の収入等について記入します

(a)の対象者は、次のイ、ロの両方に当てはまる方です
 イ あなたの令和6年の所得の見積額が1,000万円以下^{※2}
 ロ 配偶者の令和6年の所得の見積額が133万円以下^{※3}

(b)の対象者は、次のイ、ロの両方に当てはまる方です
 イ あなたの令和6年の所得の見積額が1,805万円以下^{※4}
 ロ 配偶者(日本の居住者に限る)の令和6年の所得の見積額が48万円以下^{※5}
 ※ 海外に住む配偶者は、定額減税の対象外です

- ^{※1} 配偶者が次のいずれかに当てはまる場合は対象外です
 1. あなた以外の所得者の扶養親族
 2. 青色事業専従者として給与を受け取っている
 3. 白色事業専従者
- ^{※2} 収入が給与所得のみの場合、年収が1,195万円以下
 所得金額調整控除ありの場合は1,210万円以下
- ^{※3} 収入が給与所得のみの場合、年収が2,015,999円以下
 公的年金等による雑所得のみの場合、
 配偶者が65歳以上であれば243万円以下
 65歳未満であれば214万円以下
- ^{※4} 収入が給与所得のみの場合、年収が2,000万円以下
- ^{※5} 収入が給与所得のみの場合、年収が103万円以下

[C] 配偶者が海外に住んでいる場合 以下の書類を提出してください

- (扶養控除等申告書に添付した場合は提出不要です)
- ・親族関係書類(あなたの親族であることを示す書類)
- ・送金関係書類(あなたが令和6年中に配偶者の生活費又は教育費に充てるために支払ったことを示す書類)

[D] 配偶者又は扶養親族等の個人番号 一定条件下、記入を要しない場合があります

The image shows a detailed view of the tax form with several callouts:

- 基礎控除申告書:** Points to the '給与所得' (Salary Income) field [A] and the '所得金額' (Taxable Income) field [B]. A note explains that public pensions are included in [B].
- 所得金額調整控除申告書:** Points to the '区分I' (Category I) field. A note states that if the taxpayer is the sole taxpayer, this field is not filled.
- 配偶者控除等申告書:** Points to the '配偶者の氏名等' (Spouse's Name, etc.) field [D]. A note explains that if the spouse is overseas, a specific box must be checked and supporting documents submitted.
- 配偶者の定額減税:** Points to the '配偶者定額減税対象' (Spouse's Fixed Tax Reduction Eligible) field. A note states that if the spouse is overseas, this field is not filled.
- 扶養控除等申告書:** Points to the '扶養親族等' (Dependents, etc.) field. A note states that if the taxpayer is the sole taxpayer, this field is not filled.

[B] 「給与所得以外の所得の合計額」欄に記載する金額

事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、退職所得、譲渡所得、山林所得、一時所得、利子所得等の合計額を記入します。公的年金等の収入金額も雑所得としてここに含まれ、公的年金等控除額(公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を引いた額)を「所得金額」として加算します。公的年金等控除額は、以下の表により求めます。

65歳以上の人の公的年金控除額	公的年金等の収入金額 [c]	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満の人の公的年金控除額	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	[c] × 25% + 275,000円	[c] × 25% + 175,000円	[c] × 25% + 75,000円
	410万円超 770万円以下	[c] × 15% + 685,000円	[c] × 15% + 585,000円	[c] × 15% + 485,000円
	770万円超 1,000万円以下	[c] × 5% + 1,455,000円	[c] × 5% + 1,355,000円	[c] × 5% + 1,255,000円
	1,000万円超	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

【記入例】

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	ヤマト タロウ
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名	大和 太郎
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号

記載のしかたはこちら



基・配・所

～記載に当たってのご注意～

- ① 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
 - 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません)。
- ② 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,000,000 円	7,000,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		7,000,000 円

○ 控除額の計算

判定	<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	定額減税対象	区分Ⅰ	A (左のA～Dを記載)	
	<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)			基礎控除の額	
	<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)				480,000 円
	<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)				
	<input type="checkbox"/> 1,805万円超 2,400万円以下				
<input type="checkbox"/> 2,400万円超 2,450万円以下	<input checked="" type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/> 2,450万円超 2,500万円以下	16万円				

※ 「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当する場合は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けることができます。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(D)に該当し、かつ、「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①又は②に該当する場合は、配偶者に係る定額減税の適用を受けることができます。ただし、その配偶者が非居住者である場合を除きます。

○ 配偶者の氏名等

(フリガナ) 配偶者の氏名	配偶者の個人番号	配偶者の生年月日
ヤマト ハナコ	1 1 2 2 2 3 3 3 4 4 4	52 年 2 月 3 日
大和 花子	あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所	世帯住者 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	750,000 円	200,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)		* 200,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ	区分Ⅱ											
	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①と②の合計額)>(*印の金額)								
区分Ⅰ	A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
	B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
	C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
概要 配偶者控除 配偶者特別控除												

判定: 48万円以下かつ年齢70歳以上(略30.1.1以前生)《老人控除対象配偶者に該当》
 48万円以下かつ年齢70歳未満
 48万円超95万円以下
 95万円超133万円以下

区分Ⅱ: ② (上の①～④を記載)

配偶者控除の額	380,000 円
配偶者特別控除の額	
配偶者定額減税対象	<input checked="" type="checkbox"/>

※ 「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。
 (D)に該当する場合、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできませんが、①又は②の場合には配偶者定額減税対象となります。

○ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合には、記載する必要はありません。

- 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
- なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載をすることで差し支えありません。
- 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	扶養親族等	(フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)	
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 [※] が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	0 0 9 9 8 8 7 7 6 6 5 5	23 年 7 月 8 日		
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)		ヤマト ナツ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	左記の者の生年月日		左記の者の合計所得金額(異種所得)
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢20歳未満(平成14.1.2以後生) (右の☆欄のみを記載)		大和 夏	子	0 年		

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

令和6年の年末調整における注意事項

令和6年分の保険料控除申告書を記入するにあたっての注意事項です
この申告書を提出する際は、**赤字**で記載した証明書類を添えて提出してください

生命保険料についての記入欄

生命保険料控除を受けるため、あなたが令和6年中に支払った生命保険料について記入する欄です

「一般の生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つに区分して記入します

生命保険会社から届いた「生命保険料控除証明書」又は契約証書などを確認しながら記入してください

【支払いがある場合の提出書類】
生命保険料控除証明書
(旧生命保険料で一契約の保険料額が9,000円以下の場合を除く)

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長		給与の支払者の名称(氏名)		ヤマト タロウ		あなたの氏名		大和 太郎		保
給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号						
給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所		東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号						

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間	契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧区分	給付金の額	給付者の氏名	給付金の種類
AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子	新	30,000	大和 太郎	地震
BBB生命	医療	5年	同上	同上	新	70,000	大和 太郎	積立傷害
CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎	新	60,000	大和 太郎	地震
DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎	新	100,000	大和 太郎	地震
EEE生命	個人年金	30年	同上	同上	新	50,000	大和 太郎	地震

①のうち地震保険料の金額の合計額	30,000
②のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	18,000
③のうち国民年金保険料の金額の合計額	4,000
④のうち厚生年金保険料の金額の合計額	192,950
⑤のうち国民健康保険料の金額の合計額	51,400
合計(控除額)	244,350

確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	117,500
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

新旧いずれに該当するかは、「控除証明書」を見てご判断ください

「介護医療保険料」に該当するかどうかは、「控除証明書」の内容でご判断ください
(例)介護医療証明額 新制度(介護医療)介護医療用 など

国民年金保険料について、2年前納を行い「各年に申告する方法」を選択した場合は、令和6年分に対応する控除証明書を切り取って提出してください

小規模企業共済等掛金についての記入欄

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが令和6年中に直接支払った小規模企業共済等掛金について記入する欄です

【支払いがある場合の提出書類】
その掛金を支払ったことの証明書類

毎月の掛金額のみ記載がある場合は、月数分を乗じて金額を計算します

「前納減額金」に金額の記載がある場合は、その分を掛金から控除します

毎月の給与から差し引かれた掛金については、ここに記入する必要はありません

地震保険料についての記入欄

地震保険料控除を受けるため、あなたが令和6年中に支払った地震保険料について記入する欄です

保険会社から届いた「地震保険料控除証明書」又は契約証書などを確認しながら記入してください

【支払いがある場合の提出書類】
地震保険料控除証明書

社会保険料についての記入欄

社会保険料控除を受けるため、あなたが令和6年中に直接支払った国民年金保険料、国民年金基金掛金、国民健康保険料などについて記入する欄です

※給与から差し引かれた保険料は含まれません
※親族分を支払った場合も、ここに記入してください

【支払いがある場合の提出書類】
国民年金保険料を支払ったことの証明書類
(厚生労働省発行したもの)
国民年金基金掛金を支払ったことの証明書類
(国民年金基金が発行したもの)

令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) ヤマト タロウ
	給与の支払者の法人番号	あなたの氏名 大和 太郎
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 東京都千代田区〇〇一丁目3番△△マンション802号



保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は平金支払期	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた額等を含む)	給与の支払者の承認
AAA生命	養老	10年	大和 太郎	大和 花子	新・旧	(a) 30,000 円	
BBB生命	医療	5年	同上	同上	新	(a) 70,000 円	
						(a) 新・旧	
						(a) 新・旧	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		A 30,000 円	Aの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		① 25,000 円	計(①+②) ③ 40,000 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		B 70,000 円	Bの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		② 42,500 円	②と③のいずれか大きい金額 ④ 42,500 円	
CCC生命	介護	10年	大和 太郎	大和 太郎		(a) 60,000 円	
						(a)	
						(a)	
(a)の金額の合計額		C 60,000 円	Cの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑤ 35,000 円		
DDD生命	個人年金	20年	大和 太郎	大和 太郎	新・旧	(a) 100,000 円	
EEE生命	個人年金	30年	同上	同上	新	(a) 50,000 円	
						(a) 新・旧	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額		D 100,000 円	Dの金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等専用)に当てはめて計算した金額		④ 40,000 円	計(④+⑤) ⑥ 40,000 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額		E 50,000 円	Eの金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等専用)に当てはめて計算した金額		⑤ 37,500 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額 ⑦ 40,000 円	
計算式Ⅰ(新保険料等専用)※				計算式Ⅱ(旧保険料等専用)※		生命保険料控除額計(⑥+⑦+⑧)(最高120,000円)	
A, C又はDの金額		控除額の計算式		B又はEの金額		控除額の計算式	
20,000円以下		A, C又はDの金額		25,000円以下		B又はEの金額	
20,001円から40,000円まで		(A, C又はD) × 1/2 + 10,000円		25,001円から50,000円まで		(B又はE) × 1/2 + 12,500円	
40,001円から80,000円まで		(A, C又はD) × 1/4 + 20,000円		50,001円から100,000円まで		(B又はE) × 1/4 + 25,000円	
80,001円以上		一律に40,000円		100,001円以上		一律に30,000円	
						117,500 円	

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた額等を含む)	給与の支払者の承認
XXX損保	地震	5年	大和 太郎	新・旧	(A) 30,000 円	
YYY火災	積立傷害	20年	大和 太郎	新・旧	(A) 18,000 円	
④のうち地震保険料の金額の合計額					(B) 30,000 円	
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額					(C) 18,000 円	
地震保険料控除額					(B)の金額(最高50,000円) + (C)の金額(Cの金額が10,000円を超える場合は、(C) × 1/2 + 5,000円) ※	(最高15,000円)
					30,000 円	14,000 円
					= (最高50,000円) 44,000 円	

社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担している人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
国民年金	日本年金機構	大和 栄太	192,950 円
国民健康保険	千代田区	大和 大吉	51,400 円
合計(控除額)			244,350 円

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。